

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年1月9日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和6年1月18日から19日に施行した横浜市会運営委員会の九州方面への行政視察において、」「高額な車賃を支出し旅費を不当に横浜市より受給した。」「本件請求は、地方自治法第242条の2第1項第4号にあたる財務会計上の行為のうち、公金の不当な支出を提起しているものである。」と述べています。

また、「当該行政視察の施行日が令和6年1月18日から19日であり、貸切バスの借上げ費用の支出負担行為日は令和6年2月6日決裁である」と述べています。

このことから、請求人は、議会局が行った、バスの借上げについて、財務会計行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

1 バスの借上げ契約の締結（支出負担行為）について

住民監査請求の期間制限について定めた法第242条第2項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。事実証明書によると、本件支出負担行為に係る意思決定は「供覧・決裁完了年月日：令和5年10月13日」であることから、

本件請求に係るバスの借上げ契約の締結が行われた日は、本件請求のあった令和7年1月9日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁判所平成14年9月12日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情もうかがえません。

なお、請求人は、「当該行政視察の施行日が令和6年1月18日から19日であり、貸切バスの借り上げ費用の支出負担行為日は令和6年2月6日決裁である」と主張しています。しかし、法第232条の3において、支出負担行為については、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）」と定められており、請求人が示している日付は支出負担行為の日付ではないと解されます。

2 バスの借上げ費用の支出手続について

請求人は、「北九州空港から福岡県北九州市小倉北区内1番1号に所在する北九州市議会の移動に、当地のバス事業者からバスを借上げ、高額な料金を支出した。この経路には、公共交通機関として西鉄バスが北九州空港からJR小倉駅バスセンター間に、到着便に合わせて乗合いの空港バスを乗客一人あたり当時700円の価格で運行しており、また、到着した同バスセンターと同市議会には路線バスが頻繁に同じく運行しており、当時、片道150円の料金を乗車できる。」「貸切り借上げバスを利用する合理的な根拠はなく、横浜市旅費条例第2条に違反することは明らかである。」と主張しています。

しかし、請求人の横浜市旅費条例第2条（「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」）に違反するとの主張は、締結されたバスの借上げ契約（支出負担行為）に関連するものであり、その支出手続である本件支出に関連するものではありません。そのため、本件支出が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。